

岩手県監査委員告示第54号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第45号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年12月7日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
 岩手県監査委員 樋下 正信
 岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
 岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 (1) 監査対象機関名 社団法人岩手県農業公社
- (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成22年7月1日
 - イ 本監査実施日 平成22年8月31日
- (3) 監査結果の公表の日 平成22年10月8日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財務諸表において、キャッシュフロー計算書の「現金及び現金同等物の期末残高」と貸借対照表の「現金及び預金」が一致していないことから、適正な財務諸表の作成に努められたい。	財務諸表については、キャッシュフロー計算書を訂正し総会で承認を得た。 また、土地貸付料については、徴収することとし土地使用者と契約を締結した。
農地保有合理化事業で買入れし保有している農地について、土地貸付料を徴収しないで使用させているものが1件、283,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県としては、当該法人に対して定期的実施している立入検査等を通じて、業務が適正に実施されるよう、指導監督を徹底してまいりたい。

- 2 (1) 監査対象機関名 いわてNPOセンター・盛岡舞台共同体
- (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成22年8月3日
 - イ 本監査実施日 平成22年8月31日
- (3) 監査結果の公表の日 平成22年10月8日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
岩手県公会堂指定管理業務に係る業務委託契約及び備品の賃貸借契約に当たり、契約の必要性、契約金額の積算根拠、具体的な契約内容等が不明確なものが2件、3,000,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	契約書の締結に当たっては、契約の必要性、契約金額の積算根拠、具体的な契約内容等を明確にして行うよう指定管理者に対し徹底した。 また、管理運営業務に係る収入について平成22年度は、自主事業に係る収入と明確に区分して経理を行っている。
管理運営業務で賃借した備品の利用料金について、管理運営業務の収入として収納すべきものを自主事業の収入として収納していたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	県としては、今後においても、指定管理者の管理運営状況を的確に把握し、管理運営業務が適正に実施されるよう指定管理者を指導・監督し、利用者のサービス向上に努めたい。

- 3 (1) 監査対象機関名 いわてNPOセンター・小岩井農牧共同体
- (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成22年8月3日

イ 本監査実施日 平成22年 8月31日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年10月 8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
岩手県県民の森指定管理業務に係る業務委託契約及び備品の賃貸借契約に当たり、契約の必要性、契約金額の積算根拠、具体的な契約内容等が不明確なものが2件、3,000,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	契約書の締結に当たっては、契約の必要性、契約金額の積算根拠、具体的な契約内容等を明確にして行うよう指定管理者に対し徹底した。 県としては、今後においても、指定管理者の管理運営状況を的確に把握し、管理運営業務が適正に実施されるよう指定管理者を指導・監督し、利用者のサービス向上に努めたい。